

土地の埋立て等の手引き

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

目次

1	土地の埋立て等の定義について・・・・・・・・・・	1
2	許可が必要な土地の埋立て等・・・・・・・・・・	1
3	条例の適用除外について・・・・・・・・・・	1
4	許可までの流れ・・・・・・・・・・	3
5	許可取得後の手続・・・・・・・・・・	6
6	許可内容の変更の手続・・・・・・・・・・	7
資料	必要書類チェック表・・・・・・・・・・	8

(問合せ) 水戸市 生活環境部 廃棄物対策課
不法投棄対策室
電話 029-350-8035

土砂等による土地の埋立て等を計画している方へ

本市では、「水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」といいます。）及び「水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」（以下「規則」といいます。）に基づき、土地の埋立て等について許可制とすることにより、土壌の汚染及び土砂等の流出等による災害の防止を図り、もって市民の生活環境の保全に努めております。

本書では、土地の埋立て等の許可申請手続等について解説します。

1 土地の埋立て等の定義について

(1) 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいいます。

(2) 土地の埋立て等とは

土砂等により土地の埋立て、盛土、堆積をすることをいいます。

2 許可が必要な土地の埋立て等

水戸市内で、土地の埋立て等を行う場合には、事前に水戸市の許可が必要です。許可を受けずに土地の埋立て等を行った場合には、罰則がありますので御注意ください。また、土地の埋立て等区域の面積が3,000㎡を超える場合には、水戸市の許可に加えて、茨城県の許可が必要になりますので、その際は必ず茨城県廃棄物規制課（☎029-301-3033）に確認してください。

3 条例の適用除外について

次に掲げる規定に該当する場合は、条例の適用除外となり、許可を受ける必要はありません。計画している土地の埋立て等が適用除外の規定に該当するか確認を受けたい場合には、廃棄物対策課に事前に相談してください。

また、条例の適用除外の規定に該当する埋立て等を行う場合であっても、茨城県への届出が必要となる場合があります。詳細は茨城県廃棄物規制課（☎029-301-3033）に確認してください。

(1) 他法令等で許認可を受けた土地の埋立て等

建築基準法第6条第1項の規定による確認、都市計画法第29条の規定による許可等

(2) 国、地方公共団体、規則で定める公的団体が行う土地の埋立て等

土地改良区連合、独立行政法人、国立大学法人等

(3) 当該区域内の土砂等のみを用いた土地の埋立て等

同一区域内の土砂等のみを用いて埋立て等を行う場合（同一区域内の土砂等の移動等）は、条例の適用除外になります。

(4) 規則で定める土地の埋立て等

- ① 土壤汚染対策法第7条第1項第1号の規定による実施措置
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号に規定する指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）
- ③ 災害のために必要な応急措置としての土地の埋立て等
- ④ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う土地の埋立て等
- ⑤ 建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土（泥土を含む。）をいう。）を再生利用に適した土に改良するための施設で、必要な設備を有すると市長が確認したものにおける当該改良に必要と認められる土の堆積
- ⑥ 建設工事等のために行う30日以内の土砂等の堆積
- ⑦ 建設工事等のために30日を超えて行う土砂等の堆積であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 土砂等を堆積する区域の面積（注1）が300㎡未満であること
 - イ 堆積に用いる土砂等が、茨城県内で発生したものであり、発生場所から直接搬入されるものであること
 - ウ 規則の別表第2（注2）第1項から第7項までの規定による技術上の基準に適合していること
- ⑧ 土砂等の販売業を営む者がその店舗（建物の種類が店舗として登記されているものに限る。）又はその店舗の敷地内において販売を目的として行う土砂等の堆積
- ⑨ 農地法の許可（農地転用許可）を受けた土地において行う、埋立て等区域の面積（注1）が500㎡未満の土地の埋立て等
- ⑩ 花壇、家庭菜園又は居住の用に供する土地の区域内の庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為のために行う、埋立て等区域の面積（注1）が500㎡未満の土地の埋立て等

（注1）埋立て等区域に隣接する土地（以下「隣接地」といいます。）において当該土地の埋立て等を行う日前1年以内に土地の埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合であって、当該土地の埋立て等を行う者と当該隣接地において土地の埋立て等を行い、若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土地の埋立て等を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときにおいては、当該埋立て等区域の面積と当該隣接地における埋立て等区域の面積とを合算した面積

（注2）別表第2の詳細などについては、水戸市ホームページを御確認ください。（7ページにQRコード等のリンクがあります。）

4 許可までの流れ

土地の埋立て等を行おうとする者（土地の所有者、管理者、占有者又はこれらの者との請負契約により埋立て等工事を施工する者）は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の事前協議に関する要項に基づく事前協議を経て、「土地の埋立て等許可申請書」及び「必要添付書類」を市長に提出しなければなりません（条例第7条）。

土地の埋め立て等を行おうとする者は、埋立て等を行う区域周辺の生活環境の保全及び災害の防止のため、責任を持って、埋め立て等が適正に行われるよう現場を管理しなければなりません（条例第4条及び第6条）。

(1) 土地の埋立て等についての相談

土地の埋立て等の計画者は、計画している埋立て等について、条例の許可が必要か（適用除外該当の確認）を、必ず廃棄物対策課に相談してください。

(2) 事前協議

計画している埋立て等について、条例の許可が必要な場合は、許可申請の前に、あらかじめ事業の計画等についての協議が必要です。

水戸市土砂等による土地の埋立て等の事前協議に関する要項に基づく「事前協議書」及び「必要添付書類」（8ページのチェック表参照）を提出してください。

(3) 許可申請

事前協議の終了後、「土地の埋立て等許可申請書」及び「必要添付書類」（9ページのチェック表参照）を提出し、許可の申請を行ってください。その際、下表のとおり申請手数料を納付していただきます。

種 別	埋立て等区域の面積	手数料の金額
許可申請手数料	1,000㎡未満	1件につき 13,000円
	1,000㎡以上 3,000㎡以下	1件につき 28,000円
	3,000㎡超	1件につき 40,000円
変更許可申請手数料	1,000㎡未満	1件につき 6,000円
	1,000㎡以上 3,000㎡以下	1件につき 15,000円
	3,000㎡超	1件につき 27,000円

※ 埋立て等区域の面積の変更に係る変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の埋立て等区域の面積による。

(4) 許可の要件

次の要件を満たす場合でなければ、土地の埋立て等について許可することはできません。（埋立て等区域の面積が3,000㎡超の場合は、①～②を除く）

- ① 土地の埋立て等に用いる土砂等が建設発生土である場合は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1」に規定する第1種建設発生土、第2種建設

発生土又は第3種建設発生土（いずれの建設発生土も土にセメント又は石灰を混合し、安定処理をしたものを除く。）で、規則第4条第1項の別表第1に定める基準に適合する土砂等であること

- ② 土砂等に有害物質（鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該含まれる有害物質の量が規則第4条第2項の別表第1の2で定める基準に適合するものであること
- ③ 土地の埋立て等を用いる土砂等が茨城県内で発生したものであり、発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、学術研究の用に供する土地の埋立て等であって、茨城県外において発生する土砂等を用いる必要がある場合を除く。
- ④ 土地の埋立て等の施工に関する計画が規則第4条第3項の別表第2で定める技術上の基準に適合するものであること
- ⑤ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則の別表第3で定める基準に適合するものであること（ただし、埋立て等区域の面積が3,000㎡超の場合は、同表第6項第3号に定める基準に限る。）
- ⑥ 申請をした者が次の要件のいずれにも該当しないこと（欠格要件）

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者
2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、条例その他生活環境の保全を目的とする法令等の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5	4の法令等の規定に基づく処分に違反した者
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（同法第32条の3第7項又は第32条の11第1項を除く。）に違反した者
7	刑法の傷害罪（現場助勢を含む）、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した者
8	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者
9	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、取消しの日から5年を経過しない法人の役員であった者（行政手続法の規定による「聴聞の通知」があった日前60日以内に役員であった者に限る）で、その取消しの日から5年を経過しないもの
10	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法の規定による「聴聞の通知」があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの

11	一般廃棄物処理業，産業廃棄物処理業，又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法の規定による「聴聞の通知」があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出があった場合で、「聴聞の通知」があった日前60日以内に，その届出に係る法人の役員，使用人等であった者で，その届出の日から5年を経過しないもの
12	土地の埋立て等の中止・措置命令を受け，その措置を完了していない者，又は，その命令に係る措置が完了していない法人の役員（命令の日に役員であった者に限る。）
13	土地の埋立て等の停止命令を受け，その停止の期間が経過しない者，又は，その停止の期間が経過しない法人の役員（命令の日に役員であった者に限る。）
14	土地の埋立て等の許可，又は廃棄物適正処理条例に基づき一般廃棄物処理業許可業者の許可を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない者
15	土地の埋立て等の許可，又は廃棄物適正処理条例に基づき一般廃棄物処理業許可業者の許可を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない法人の役員（水戸市行政手続条例の規定による「聴聞の通知」があった日前60日以内に役員であった者に限る）であった者で，その取消しの日から5年を経過しないもの
16	土地の埋立て等の許可，又は廃棄物適正処理条例に基づく一般廃棄物処理業許可業者の許可の取消しの処分に係る「聴聞の通知」があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に土地の埋立て等の廃止の届出をした者で，その届出の日から5年を経過しないもの
17	処分等の決定までの期間中に土地の埋立て等の廃止の届出があった場合で，「聴聞の通知」の日前60日以内に，その届出に係る法人の役員，使用人等であった者で，その届出の日から5年を経過しないもの
18	土地の埋立て等に関して不正又は不誠実な行為をすると認められる相当の理由がある者
19	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
20	未成年の法定代理人，法人の役員・使用人，個人の使用人が欠格要件に該当するもの
21	暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

※ 欠格要件の詳細については，条例第8条第5号を参照してください。

(5) 許可の決定

申請の許可（又は不許可）の決定については，「土地の埋立て等許可（不許可）通知書」により申請者に通知されます。

5 許可取得後の手続

(1) 着手届, 完了届, 休止・廃止届, 再開届 (条例第12条)

許可を受けた土地の埋立て等について, 次のいずれかに当てはまる場合は, その日から**10日以内**に届出(様式第11号)をしてください。

- ① 着手した時
- ② 完了した時
- ③ 休止又は廃止した時
- ④ 休止した埋立て等を再開した時

(2) 地位の承継届 (条例第13条)

事業者について相続, 合併, 分割があり, 埋立て等許可に基づく地位を承継した場合は, その日から**10日以内**に届出(様式第12号)をしてください。

(3) 施工管理者の設置 (条例第14条)

事業者は, 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため, 土地の埋立て等の施工上の管理をする者を置いて必要な管理をさせてください。

(4) 標識の設置 (条例第15条, 規則第9条)

埋立て等区域内の見やすい場所に標識(様式第13号)を設置してください。

(5) 帳簿への記載, 実績報告等 (条例第16条, 規則第10条)

- ① 土地の埋立て等の実施日ごとに, それぞれに用いた土砂等の数量等を土地の埋立て等施工管理台帳(様式第14号)に記載してください。
- ② 着手日から3月ごとの実績を, 当該期間の末日から**1月以内**に, 報告書(様式15号)に必要書類を添付して提出してください。
- ③ 土地の埋立て等を完了又は廃止した時は, 完了又は廃止した日までの実績について, その日から**1月以内**に報告書(様式15号)に必要書類を添付して提出してください。

(6) 土壌調査 (条例第17条, 規則第11条) ^(注)

- ① 土地の埋立て等を開始した場合は, 着手した日から3月ごとに土壌調査を行い, 調査をした日から**1月以内**に土壌調査結果報告書(様式第16号)に必要書類を添付して提出してください。
- ② 土地の埋立て等を完了, 又は廃止した場合は, その日から**10日以内**に市職員の立会いの下で土壌調査をしてください。調査をした日から**1月以内**に, 土壌調査結果報告書(様式第16号)に必要書類を添付して提出してください。

(注) 埋立て等区域の面積が3,000㎡以下の場合に限る

※ ①, ②の必要書類は, 様式第5号, 様式第6号(環境計量士が発行したもの), 土壌の調査に用いた土砂等を採取した地点の位置図及び写真

6 許可内容の変更の手続

(1) 変更の許可申請

許可を受けた申請内容に変更があった場合は、（条例第10条第1項に規定する場合を除き）変更の許可を受けなければ埋立て等を行えません。事前協議を経て、「土地の埋立て等変更許可申請書（様式第8号）」及び「必要添付書類」（9ページのチェック表参照）を提出し、変更許可申請を行ってください。

(2) 変更の届出

許可を受けた事項に変更がある（条例第10条第1項の規定に該当する）場合は、「土地の埋立て等変更届出書（様式第10号）」に変更した区分に応じた書類を添付して提出してください。

	変更事項	添付書類
1	住所又は氏名の変更をしたとき	住民票の写し
2	法人の主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき	商業登記登記事項証明書
3	法人の代表者の氏名を変更したとき	商業登記登記事項証明書及び法人の代表者の住民票の写し
4	法定代理人を変更したとき	変更後の法定代理人の住民票の写し等（法人にあっては、商業登記登記事項証明書並びに代表者及び役員の住民票の写し等）
5	法人の代表者又は役員を変更したとき	商業登記登記事項証明書及び変更後の法人の代表者又は役員の住民票の写し等
6	特定株主等を変更したとき	商業登記登記事項証明書及び変更後の特定株主等の住民票の写し（法人にあっては、その商業登記登記事項証明書）
7	規則第4条第8項に規定する使用人を変更したとき	変更後の使用人の住民票の写し等
8	施工管理者を変更したとき	変更後の施工管理者に係る規則第3条第3項第14号に掲げる書類

条例の全文等の詳細情報は、水戸市ホームページをご覧ください。右のQRコード
(URL : <https://www.city.mito.lg.jp/site/haikibutsu/50942.html>) からリンクします。



土地の埋立て等に関する事前協議書の必要書類チェック表

事 項		添付有無
目 次	事前協議書類には、インデックス等で見出しをつけること。	有 ・ 無
委任状	事業計画者以外が申請を代理する場合は、委任状の添付	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
事前協議書	土地の埋立て等に関する事前協議書（要項様式第1号）	有 ・ 無
添 付 書 類	(1) 予定区域の位置図 (縮尺25,000分の1から10,000分の1までのものに限る。)	有 ・ 無
	(2) 事業計画者が条例第8条第5号アからニまでに該当しない者であることを誓約する書面	有 ・ 無
	(3) 埋立て等区域の土地所有者の一覧 埋立て等区域の土地に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し 埋立て等区域の土地に係る不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書 土地の埋立て等の区域の土地の使用権原を証する書面	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
	(4) 埋立て等区域の付近の見取図（縮尺2,000分の1程度の住宅地図等）	有 ・ 無
	(5) 埋立て等区域の現況平面図 埋立て等区域の現況断面図 埋立て等区域の面積計算書	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
	(6) 埋立て等区域の計画平面図 埋立て等区域の計画断面図 埋立て等区域の雨水排水計画図	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
	(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（規則様式第3号） 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生から埋立て等までの関係者一覧（規則様式第4号） 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
	(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書	有 ・ 無
	(9) 関係法令による規制等を受ける区域に関する報告書（要項様式第2号）	有 ・ 無
	(10) 土地の埋立て等に対する理解を得るために必要な措置実施計画書（要項様式第3号）	有 ・ 無
	(11) 市長が必要と認める書類	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無

土地の埋立て等に関する許可申請書の必要書類チェック表

事 項		添付有無
目 次	許可申請書類には、インデックス等で見出しをつけること。	有 ・ 無
委任状	埋立て等を行う者以外が申請を代理する場合は、委任状の添付	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
申請書	土地の埋立て等許可申請書（規則様式第1号の3）	有 ・ 無
添 付 書 類	(1) 埋立て等区域の位置図（縮尺25,000分の1から10,000分の1程度）	有 ・ 無
	(1) 埋立て等区域の付近の見取図（縮尺2,000分の1程度の住宅地図等）	有 ・ 無
	(2) 申請者の住民票の写し（申請者が個人である場合） 申請者の法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合） 申請者の印鑑登録証明書	有 ・ 無
	(3) 申請者の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（申請者が成年被後見人及び被保佐人でないことが確認できるものに限る。）	有 ・ 無
	(3) 申請者が民法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書	有 ・ 無
	(4) 申請者が条例第8条第5号アからニまでに該当しない者であることを誓約する書面	有 ・ 無
	(5) <申請者が未成年者である場合> 法定代理人の住民票の写し 法定代理人の上記(3)の書類 (法定代理人が法人の場合は、法人の商業登記登記事項証明書並びに代表者及び役員の住民票の写し及び上記(3)の書類)	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
	(6) <申請者が法人である場合> 役員の住民票の写し 役員の上記(3)の書類	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
	(7) <申請者が法人で特定株主等がある場合> 特定株主等(100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者)の住民票の写し(法人にあっては、商業登記登記事項証明書)	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無

添 付 書 類	(8)	＜申請者に規則第4条第6項に規定する使用人がある場合＞ 使用人の住民票の写し 使用人の上記(3)の書類	(該当)有・無 (添付)有・無
	(9)	埋立て等区域の土地所有者の一覧	有・無
	(10)	埋立て等区域の土地に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し	有・無
		埋立て等区域の土地に係る不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書	有・無
	(11)	埋立て等の区域の土地の使用権原を証する書面	(該当)有・無 (添付)有・無
	(12)	埋立て等区域の現況平面図(方位・地盤高・縮尺)	有・無
		埋立て等区域の現況断面図(地盤高・敷地境界線)	有・無
		埋立て等区域の面積計算書(面積求積図)	有・無
	(13)	埋立て等区域の計画平面図(切土、盛土の色分け、面積、計画地盤高)	有・無
		埋立て等区域の計画断面図(切土、盛土の色分け、断面積、計画地盤高)	有・無
		埋立て等区域の雨水排水計画図(流下方向、流末施設)	有・無
	(14)	＜他の者に土地の埋立て等を請け負わせる場合＞ 当該請負の契約書の写し	(該当)有・無 (添付)有・無
	(15)	施工管理者を指定したことを証する書面	有・無
	(16)	土砂等発生場所等証明書(規則様式第2号) (土砂等を発生させる者が記載したものに限る。)	有・無
	(17)	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(規則様式第3号)	有・無
		土地の埋立て等に用いる土砂等の発生から埋立て等までの関係者一覧(規則様式第4号)	有・無
		土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図	有・無
	(18)	土砂等発生場所の位置図	有・無
	(19)	土砂等発生場所の現況平面図、現況断面図	有・無
		土砂等発生場所の計画平面図、計画断面図	有・無
		土砂等発生場所の面積計算書	有・無
		土砂等発生場所の土量計算書	有・無
	(20)	＜埋立て等区域の面積が3,000㎡以下の場合で、土砂等発生場所においてボーリング試験を実施した場合＞ 土質柱状図	(該当)有・無 (添付)有・無
	(21)	＜埋立て等区域の面積が3,000㎡以下の場合＞	(該当)有・無

添 付 書 類		土砂等発生場所の土壌の調査に用いた土砂等を採取した地点の位置図及び写真	(添付)有 ・ 無
		土壌調査試料採取調書(規則様式第5号)	(添付)有 ・ 無
		地質分析結果証明書(規則様式第6号) (環境計量士が発行したものに限る。)	(添付)有 ・ 無
	(22)	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書	有 ・ 無
	(23)	＜擁壁を設置する場合＞ 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
	(24)	＜土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を要する場合＞ 当該土地の埋立て等について当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類 (占有許可証等)	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
	(25)	＜埋立て等区域の面積が3,000㎡を超える場合＞ 埋立て等区域の地盤の支持力及び沈下に対する抵抗力について行った試験の結果に関する書類	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無
	(26)	条例を遵守する旨の誓約書	有 ・ 無
	(27)	市長が必要と認める書類 (測量成果の写し, 雨水浸透量計算書等)	(該当)有 ・ 無 (添付)有 ・ 無

許可までの流れ



：埋立て等を行う方の手続



：市が行う手続

計画立案・ 区域調査	○事業計画者による周辺住民対象の説明会の開催等，基準に適合する生活環境保全及び災害防止計画の策定 ○土砂等発生者による計画の確認・必要な配慮 ○土地所有者による計画の確認と承認・必要な配慮
埋立て等につ いての相談 （条例適用の 確認） ※面積に 応じて，市 又は県に 必ず事前 に御相談 ください。	埋立て等区域の面積が 3,000 m²以下である はい ↓ いいえ（3,000 m²超） ↓ 「水戸市廃棄物対策課」及び「茨城県廃棄物規制課」のそれぞれに条例の適用除外の該当について御相談ください。 「水戸市廃棄物対策課」に条例の適用除外の該当について御相談ください。 ※条例の適用除外に該当しない場合は，事前協議に進みます。
事前協議書 の提出 （事前協議要 項に基づく） 事前協議書等 の審査 （事前協議要 項に基づく）	▼事前協議に必要な書類 ○ 位置図，見取図，不動産登記法に規定する地図等の写し ○ 欠格要件に該当しないことを誓約する書面 ○ 地権者一覧表，土地の使用権原を証する書面 ○ 現況平面図，現況断面図，計画平面図，計画断面図，雨水排水計画図 ○ 土砂等の搬入計画書，関係者一覧表，経路図 ○ 予定容量計算書・関係法令手続報告書 ○ 土地の埋立て等に対する理解を得るために必要な措置実施計画書など
申請書等 の提出 （条例第 7 条 に基づく）	▼申請書の内容 ○ 氏名，住所，目的，位置，面積，期間等 ○ 土砂等を発生させる者，土砂等の発生場所，土砂等の数量，施工計画書 ○ 生活環境保全計画，災害防止計画など ▼許可申請手数料（申請時に納付） 13,000 円～40,000 円 ※土地の埋立て等区域の面積による （変更許可申請の場合は6,000円～27,000円）
申請内容 の審査 （許可・不許 可の決定） 埋立て等 の許可	▼許可要件（条例第 8 条）次の①～⑥の要件を全て満たす埋立て等のみ許可 ① 埋立て等に用いる土砂等の性質に関する基準に適合する ② 埋立て等に用いる土砂等に含まれる有害物質に関する基準に適合する ③ 埋立て等に用いる土砂等は県内の発生場所から直接搬入される ④ 施工計画が技術上の基準に適合する ⑤ 周辺地域の生活環境の保全及び周辺地域の災害防止計画が技術上の基準に適合する ⑥ 欠格要件に該当しない



許可事業として埋立て等に着手